

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 所 管 部 署   | 建設課              |
| 適用日 (掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

## &lt; 処分の概要 &gt;

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 不利益処分の名称 | 路外駐車場の構造等の是正命令又は供用停止命令 |
| 処 分 権 者  | 町長                     |
| 根 拠 規 定  | 駐車場法第 19 条             |

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

|         |  |
|---------|--|
| 基 準 規 定 | 駐車場法第 19 条<br>駐車場法施行令第 6 条～第 15 条  |
| 処 分 基 準 | <p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、町の区域内にある路外駐車場の構造及び設備が施行令第 6 条から第 15 条で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、町長は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。</p> |
| 参 考 資 料 |  |
| 聴聞・弁明手続 |  |
| 備 考     | (秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 66 第 5 号により美郷町に権限移譲  |
| 設 定 日   | 平成 27 年 10 月 31 日  |